

(注) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「－」と表示してあります。将来負担比率は、マイナス値のため「－」と表示してあります。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します

平成21年4月に全部施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により地方公共団体は毎年度、決算に基づいて健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民の皆さんに公表しています。須崎市の令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は以下のとおりです。

1. 健全化判断比率について

(単位：％)

		令和6年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	－	13.93	20.00
	連結実質赤字比率	－	18.93	30.00
	実質公債費比率	12.4	25.00	35.00
	将来負担比率	－	350.0	
資金不足比率		－	20.00	

2. 資金不足比率について

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため「－」と表示してあります。(単位：％、千円)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	事業規模
水道事業	－	20.00	476,333
下水道事業	－	20.00	234,226
巡航船事業	－	20.00	1,576

3. 財政健全化法の概要について

健全化判断比率の公表

地方公共団体は、毎年度、決算に基づき健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表するよう義務付けられています。

財政の早期健全化

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、自主的な改善努力による財政健全化を図るため「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を経て公表するとともに、さらに毎年度、「財政健全化計画」の実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。

財政の再生

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、国等の関与による確実な再生を図るため「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て公表するとともに、さらに毎年度、「財政再生計画」の実施状況を議会に報告し、公表しなければなりません。また、「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の発行が出来ません。

公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、決算に基づき資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表するよう義務付けられています。資金不足比率が経営健全化基準以上の場合には、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て公表しなければなりません。

須崎市の健全化判断比率等の対象会計範囲（令和6年度末時点）

一般会計等	一 般 会 計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足
	一般会計等に属する特別会計		住宅新築資金等貸付事業					
			バス事業					
			スクールバス事業					
公営事業会計			国民健康保険					
			介護保険					
			後期高齢者医療					
	公営企業会計	法適用企業	水道事業					
			下水道事業					
		法非適用企業	巡航船事業					
一 部 事 務 組 合 等								
土 地 開 発 公 社 ・ 第 3 セ ク タ ー								

※一部事務組合・・・高幡消防組合、こうち人づくり広域連合、高陵特別養護老人ホーム組合、高幡広域市町村圏事務組合、高幡障害者支援施設組合、高知県後期高齢者医療広域連合、高幡東部清掃組合

4. 健全化判断比率等の分析

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標で、通常水準の行政サービスを提供するうえで必要な一般財源の目安となる数値）に対する割合です。須崎市の一般会計等は実質赤字額を生じておらず、530,019千円の黒字でした。

$$\text{実質赤字比率} = \text{一般会計等の実質赤字額} / \text{標準財政規模}$$

連結実質赤字比率

公営事業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する割合です。須崎市の一般会計等と公営事業会計を含めた全会計は実質赤字額（資金不足額）を生じておらず、1,509,818千円の黒字でした。

$$\text{連結実質赤字比率} = \text{連結実質赤字額} / \text{標準財政規模}$$

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の「3力年平均」で、指標が高いほど一般財源等に占める借金返済の割合が高く財政の硬直化を示しています。この数値が18%以上になると、新たな地方債の発行に国・県の許可が必要になり、早期健全化基準の25%以上になると、「財政健全化計画」の策定が必要になります。

須崎市の実質公債費比率は12.4%で、地方債許可団体基準（18.0%）及び早期健全化基準（25.0%）を下回っています。

$$\text{実質公債費比率} = \{ (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \} / \{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \}$$

※標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、通常標準的に徴収し得るであると考えられる税収入額に、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたもの。

※準元利償還金・・・公営企業で借入れた地方債の元利償還金に充当した一般会計からの繰入金、一部事務組合等で借入れた地方債の元利償還金に充当した負担金等、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものの合計額。一時借入金の利子。

※特定財源・・・・・・地方債の元利償還金に充当できる一般財源以外の財源（公営住宅使用料・クリーンセンタープレス品等売却収入等）

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき公営事業会計、一部事務組合等、第三セクターを含めた実質的な負債の標準財政規模に対する割合のストック指標で、指標が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを示しています。須崎市の将来負担比率はマイナス値となっており、早期健全化基準（350.0%）を大きく下回っています。

$$\text{将来負担比率} = \{ \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \} / \{ \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \}$$

※将来負担額・・・地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額

公営企業の地方債元金償還額に充当する一般会計からの繰出金見込額

一部事務組合等の地方債元金償還金に充当する負担金見込額

退職手当支給予定額

土地開発公社の負債の額や第三セクターの損失補償債務に基づく負担見込額

連結実質赤字額の合計額

※充当可能基金額・・・将来負担額に充当することが出来る全基金残高（公営企業に係る基金を除く）

資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合です。須崎市の公営企業会計はすべて資金不足額を生じておらず、821,141千円の剰余額が生じています。

$$\text{資金不足比率} = \text{資金の不足額} / \text{事業の規模}$$

※事業の規模・・・法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

総括

須崎市の令和6年度決算に基づく健全化判断比率等は、すべての比率で早期健全化基準を下回っております。実質公債費比率は12.4%となり、前年度と比較し0.1%改善しており、将来負担比率についても、充当可能基金の増等によりマイナス値となり、昨年度に引き続き改善傾向にあります。しかしながら、令和7年度以降の決算においても、老朽化の進む公共施設の再整備など大型の普通建設事業が予定されており、引き続き厳しい状況が続くと予想されることから、今後も中長期的な財源確保の取組みを継続することにより、より効率的な財政運営に取り組んでまいります。